

飲食料品に係る消費税率引下げに伴う地方財政の安定及び地域経済・産業への支援を求める意見書

国においては、本年9月、飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱を閣議決定し、令和9年4月1日から2年間、飲食料品に係る消費税率を8%から1%へ引き下げることとされた。物価高騰の下で家計の負担軽減などを図る趣旨については理解するところである。

しかしながら、これにより地方全体で年間約1兆6,000億円規模の減収が見込まれる。社会保障需要が大きく、自主財源比率の低い本県において、地方消費税や地方交付税交付金は欠くことのできない基幹財源であり、その影響は大きい。国においては地方特例交付金による補填等を検討されているとのことであるが、財源の在り方及び配分基準については、なお明らかにされていない。

また、農林漁業者は売上げに係る税率が1%となる一方、肥料、飼料、燃油、漁具等の仕入れには引き続き10%が課されるため、免税事業者の多い本県の農業・漁業の現場では、手取りの減少が懸念される。持ち帰り店内飲食との税率差は9ポイントに拡大し、食文化と観光を支える飲食業等への影響も懸念される。さらに、3つの税率が併存することにより、中小零細事業者にはシステム改修等の相当の負担が生じることとなる。

よって、国におかれては、次の事項について措置するよう強く求める。

- 1 消費税率の引下げに伴う地方の減収について、措置期間の各年度を通じ、国において全額を確実に補填すること。その補填は地方特例交付金等により法律に基づいて行い、配分基準を早期に示すとともに、地方交付税の総額を確保すること。
- 2 本則課税への移行が困難な農林漁業者及び免税事業者に対し、利子補給等の資金繰り支援及び相談体制の拡充により、手取りの減少を防ぎ、事業の継続を確実に支えること。
- 3 税率差の拡大により影響を受ける外食、観光及びサービス関連産業に対し、プレミアムつき食事券等の需要喚起策、業態多角化支援及び資金繰り支援を速やかに措置すること。
- 4 中小零細事業者のレジ及び受発注・会計システムの改修について、国が示した改修費補助等の支援策が現場に確実に行き渡るよう対象範囲及び補助率を十分な水準とするとともに、相談窓口の周知徹底、クラウド型スマートレジへの移行支援の拡充並びに時限措置終了後の再改修による二重の負担の防止を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 明 神 健 夫

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
内閣府特命担当大臣
（ 地 方 創 生 ）
内閣府特命担当大臣
（ 経 済 財 政 政 策 ）

} 様